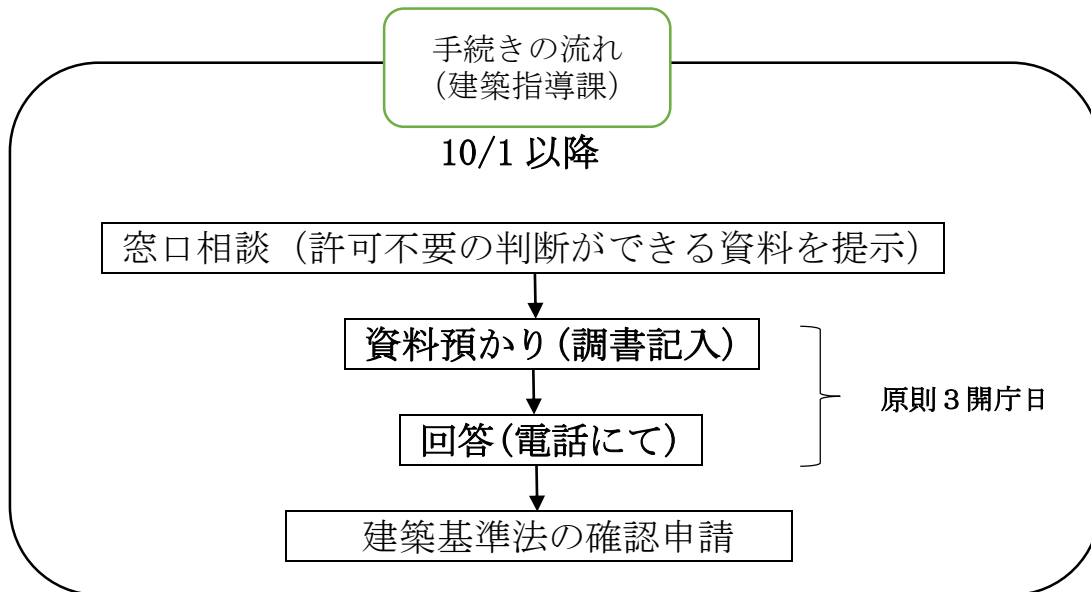


## 平成 30 年 10 月 1 日から許可不要の案件の手続きが変わりました

都市計画法及び宅地造成等規制法の許可不要の手続きが、次のように変わりました。

- ・ 許可不要の相談時に、許可不要調書及び判断ができる資料を1部提出して頂きます。
- ・ 許可不要の回答を原則3開庁日以内に電話で返答させて頂きます。



許可不要調書は春日井市のHPにあります。

ご協力お願いいたします。